

平成 25 年第 3 回 定例会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 7 号
至 陳情第 9 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
7	住宅リフォーム助成制度 創設を求める陳情						1
8	婚姻歴のない母子家庭の 母について税法上の「寡 婦」とみなし控除を適用 し、困難を救う措置を実 施するように求める陳情						2
9	都市再生機構は平成26 年4月の家賃値上げを中 止し、高家賃を引き下げ ることを求める意見書の 提出に関する陳情						3

陳 情 番 号	7	受理年月日	平成25年8月14日	
陳情人住所氏名	府中市晴見町2-15-5 東京土建一般労働組合府中国立支部 執行委員長 石 村 英 明 署名1, 262人			
件 名	住宅リフォーム助成制度創設を求める陳情			
1 陳情要旨について 府中市内に本店を置く建設業者（下請業者も含む）が施工する市民の住宅（店舗なども含む）のリフォーム工事を行った場合、施主に工事費の一定額（率）を助成する住宅リフォーム助成制度を創設してください。 2 当制度の創設の必要性について 地域における住宅産業は本来、裾野の広い経済的波及効果を持っており、地域経済の活性化にとって重要かつ即効性の高い景気刺激策です。同時に地域住民が住宅や店舗を改修することでそのまちに住み続けることと同時に、地元建設業者が営業を続けることでまちの経済も好循環になり自治体への税収も安定するメリットがあります。個人資産への公費投入に関する是非について国土交通省の見解では「公費投入を否定することは一般的ではない」とし、住生活基本法では「住宅は社会的性格を有する」と定めています。また日本経団連の提言の中にも「住宅は社会的資産である」と位置づけています。震災時に耐震化された住まいは住民の生活と安全を確保することとあわせて、まち全体の救援と援護体制を促進し、まちの復旧経費の大幅な削減にも寄与します。以上の理由から、自治体による住宅リフォーム助成制度は地域住民への初期投資は地域経済にも地域住民の安全にも最大限有効性の高いものです。この府中市においても制度化の実現をよろしく願います。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	8	受理年月日	平成25年8月20日	
陳情人住所氏名	千代田区神田神保町2－28 NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 代表 赤 石 千衣子 外1人			
件 名	婚姻歴のない母子家庭の母について税法上の「寡婦」とみなし控除を適用し、困難を救う措置を実施するように求める陳情			
〔陳情事項〕 1 貴議会において、国会に対し、税法の寡婦控除制度を改正し、婚姻歴の有無、男女をかかわらず適用するよう求める決議を上げていただきますよう陳情します。 2 貴自治体において、保育料算定や公営住宅利用などの手続を行うに当たり、担当する社会福祉部門で婚姻歴のない母子家庭であることを認定したうえで、現行税法の「寡婦」と同等の控除をしたものとして取り扱うよう陳情します。				
〔陳情趣旨〕 子どもを扶養している婚姻歴のない母子家庭の母には、所得税法の定める「寡婦控除」は適用されません。税法上の「寡婦」とは、過去に法律婚をしたことのあるものと定義されているからです。これによって算定された所得が、所得税、住民税、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等の算定のための基準とされる結果、同じ母子家庭でありながら婚姻歴のない母子家庭の母は課税所得が高く設定されてしまいます。そのため、婚姻歴のない母は、母子世帯の中でも特に所得水準が低い傾向にあるにもかかわらず、さらに大きな不利益を受けています。 この問題について日本弁護士連合会は、2013年1月11日付で、非婚の母に寡婦控除を適用しないことは、合理的な理由もなく差別するものであるとして、寡婦控除を「みなし適用」するよう総務大臣、都知事等に宛てて「要望書」を送付しました。 婚姻歴のない母親に対して寡婦控除を適用しないことは、法の下での平等を保障した憲法14条に違反し、また母によって扶養される子どもに対しても経済的不利益をもたらすことから子どもの権利条約に違反し、また差別を禁じた国際人権規約（自由権）の規約にも反しています。 保育料等の算定における寡婦控除のみなし適用については、既に沖縄県下の複数の市区町村、岡山市、千葉市、沼津市、松山市、高知市、高松市、朝霞市、都内では八王子市、日の出町等で実施されております。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	9	受理年月日	平成25年8月23日	
陳情人住所氏名	府中市晴見町1－28－12 府中グリーンハイツ自治会 会長 深 澤 武			
件 名	都市再生機構は平成26年4月の家賃値上げを中止し、高家賃を引き下げを求める意見書の提出に関する陳情			
府中市議会におかれましては、日ごろから府中グリーンハイツ居住者が安心して住み続けられるように御尽力を賜り深く感謝申し上げます。 〔陳情趣旨〕 独立行政法人都市再生機構（UR）は、継続して居住している世帯の家賃について、平成26年4月1日からの家賃改定を実施するための見直し作業を進めています。UR都市機構は3年ごとの家賃改定をルールとしていますが、平成21年4月の改定の際には、府中市議会を初め地方議会から意見書を提出していただき、国土交通大臣から「厳しい経済状況の考慮」が求められ、家賃値上げは当面延期されました。しかし、平成23年4月には家賃収入の減収と「近傍同種家賃」との格差を理由に値上げを実施しました。その際には私たち居住者の要望が広く理解され、「半年間の値上げ免除、さらに半年間値上げ額の半額免除」の措置が取られました。 UR賃貸住宅の家賃は近傍同種の市場家賃とされ、府中グリーンハイツの現在の「空き家募集家賃」は、2DK（41～52平方メートル）で9万2,300円～12万5,400円、2LDK（53～66平方メートル）で12万500円～15万4,400円、3LDK（65～78平方メートル）では13万7,500円～17万700円と大変高額になっています。当ハイツの空き家戸数はこの春から約100戸（約17.6％／全戸数568戸）前後を推移しており、空き家の増大は明らかに家賃が高過ぎるからと考えられます。 一昨年9月、当自治会では「第9回団地の生活と住まいアンケート」調査を行い、53.5％の回答を得ました。この調査は昭和62（1987）年から3年ごとに全国の都市機構の団地で実施しています。その結果当ハイツでは、世帯主60歳以上は57.5％、年収375万円未満の世帯40.0％、家賃の負担感は大変重いが全体で57.5％、やや重いと合わせると91.0％に上り、高家賃の引き下げを64.0％・約3分の2の世帯が願っています。また、62.5％の居住者が府中グリーンハイツに長く住み続けることを願い、79.6％が高家賃への不安を挙げています。 UR賃貸住宅は法制上「住宅セーフティネット」として位置づけられており、平成15年の通常国会で可決した都市再生機構法の附帯決議では、「賃貸住宅の家賃の設定及び変更にあたっては、居住者にとって過大な負				

担とならないよう家賃制度や家賃改定ルールに対する十分な配慮に努めること。特に、低所得の高齢者等に対する家賃の減免等については、居住者が安心して住み続けることができるよう十分に配慮すること」を決議しています。諸物価は値上がり、居住者の暮らしは厳しさを増しています。その上に家賃が値上げされますと一層の生活不安をもたらします。居住者の実態と国会決議の趣旨に照らして、家賃の値上げ中止と高家賃の引き下げを切に要望します。

昨年、UR賃貸住宅見直し特殊会社化方針に対して、府中市議会は「UR賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書」を政府等へ提出していただきました。私たちの陳情・要望に御理解を賜り、内閣総理大臣、国土交通大臣並びに独立行政法人都市再生機構理事長宛に、意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

〔陳情事項〕

- 1 都市再生機構は賃貸住宅居住者の置かれている生活実態に配慮し、平成26年4月の家賃値上げを中止すること。
- 2 都市再生機構は高家賃を引き下げ負担軽減を図るとともに、空き家の解消に努めること。
- 3 低所得高齢者の居住安定と子育て世帯等への施策を含め、住宅セーフティネットとして公共住宅にふさわしい家賃制度の確立及び、家賃改定ルールの抜本的見直しを行うこと。
- 4 UR賃貸住宅の売却・削減、民営化は取りやめ、国民の居住の安定第一の公共住宅政策を確立すること。

付託する委員会	
---------	--